

原子力委員会の所掌事務の内容と課題等

「核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること」(設置法第二条第四号)

平成25年9月2日

内閣府

1. 事務の具体的内容

1957年に成立した原子炉等規制法(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)において、原子炉の設置及び変更許可(第23条)に際して、許認可権限者(新規制定時は内閣総理大臣)は、平和利用・計画的遂行・技術的能力及び経理的基礎・災害防止の観点から基準に適合しているかどうか、原子力委員会に意見を聴くことが義務付けられた。その後、技術的能力及び災害防止の観点からの諮問・答申機能は、1978年に発足した原子力安全委員会へと移管され、計画的遂行及び経理的基礎の観点からの諮問・答申は、2012年の原子炉等規制法の改正に伴い設置許可の基準から削除されている。

2. 活動の成果

炉規制法に基づく規制委員会への申請(原子炉の設置許可、使用済み燃料の貯蔵事業許可、再処理の事業者指定)に対して平和利用の観点から答申

(別添2-1)東京電力株式会社東通原子力発電所の原子炉の設置について(諮問)

(別添2-2)申請書(抜粋)

(別添2-3)東京電力株式会社東通原子力発電所の原子炉の設置について(答申)

3. 課題等

- ・安全規制については既に原子力規制委員会及び原子力規制庁が担当。平和的利用の担保、バックエンド政策等の企画立案等については原子力委員会又は後継組織が担当することが適当と考えられる。(昨年有識者会議指摘)
- ・原子炉等規制法をベースに、目的に即して平和利用をダブルチェックするという機能をどうするかという話は、例えば、今まで安全規制の方も保安院と安全委員会というのはダブルチェックをしていたが、規制サイドはそこを統合して一元化する方向に行っている。そういう意味で言うと、平和利用の担保というのも一元化するのも考え方としてあり得る。(第2回:城山委員指摘)
- ・原子炉等規制法に基づき規制を行う行政機関は、第一段階の事業許可処分に際して、

その事業目的等が平和の目的に限られるべきとの観点から支障がないことについての自らの判断を原子力委員会に示し、意見を求めることになっている。この平和の目的に限られるとの判断は、わが国独自のものであるが、他方、申請にある目的から、事業活動が平和の目的に限られることが保証できるわけではない。(近藤原子力委員長見解)

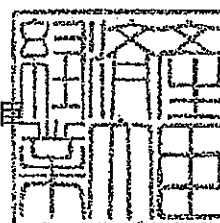
# 経済産業省

平成18・09・29原第4号

平成22年4月12日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



東京電力株式会社東通原子力発電所の原子炉の設置について（諮問）

東京電力株式会社 取締役社長 勝俣 恒久から平成18年9月29日付け原管発官18第244号（平成19年3月29日付け原管発官18第641号、平成21年4月7日付け原管発官21第1号、平成21年12月16日付け原管発官21第378号及び平成22年4月2日付け原管発官22第1号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので、法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本件申請に係る内容は、東京電力株式会社東通原子力発電所の原子炉施設の設置である。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請については、

- ・ 原子炉の型式として、濃縮ウラン燃料、軽水減速、軽水冷却、沸騰水型の商業発電（平和目的に限る。）のために用いる原子炉を設置するものであること
- ・ 発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針であること
- ・ 海外において再処理を行う場合、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針であること

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請については、

- ・ 原子力発電を「基幹電源に位置付けて、着実に推進していくべき」とする原子力政策大綱の方針に沿ったものであること
- ・ 発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針であり、原子力政策大綱における我が国の核燃料サイクルに対する基本的考え方に沿ったものであること
- ・ 本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質については、長期購入契約等により計画的に確保する方針であること
- ・ 発生する放射性廃棄物については、原子力政策大綱における我が国の放射性廃棄物の処理・処分に対する基本的考え方に沿って適切に処理・処分するという方針であること

から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る原子炉の設置に要する資金は、自己資金等により平成28年度までの間で調達する計画としている。

東京電力株式会社における総工事資金の調達実績から、資金調達は可能と判断した。

このことから、原子炉を設置するために必要な経理的基礎があると認められる。

原管発官 18 第 244 号

平成 18 年 9 月 29 日

経 済 産 業 大 臣

甘 利 明 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東 京 電 力 株 式 会 社

取締役社長 勝 俣 恒 久

東通原子力発電所原子炉設置許可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり東通原子力発電所の原子炉設置許可の申請をいたします。

記

一、氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 東京電力株式会社

住 所 東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

代表者の氏名 取締役社長 清 水 正 孝

二、使用の目的 商業発電用

三、原子炉の型式、熱出力及び基数

型 式：濃縮ウラン燃料，軽水減速，軽水冷却，沸騰水型

熱 出 力：3,926 MW

基 数：1

## 八、使用済燃料の処分の方法

使用済燃料は、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理する。

再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の確認を受けることとする。

ただし、燃料の炉内装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の委託先については、搬出前までに政府の確認を受けることとする。

海外において、再処理を行う場合は、これによって得られるプルトニウムは、国内に持ち帰ることとする。

また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときには、政府の承認を受けることとする。

22府政科技第800号  
平成22年12月14日

経済産業大臣 殿

原子力委員会委員長

東京電力株式会社東通原子力発電所の原子炉の設置について（答申）

平成22年4月12日付け平成18・09・29原第4号（平成22年11月10日付け平成18・09・29原第4号をもって一部補正）をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本件申請に係る内容は、東京電力株式会社東通原子力発電所の原子炉施設の設置である。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請については、

- ・ 原子炉の型式として、濃縮ウラン燃料、軽水減速、軽水冷却、沸騰水型の商業発電（平和目的に限る。）のために用いる原子炉を設置するものであること
- ・ 発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針であること
- ・ 海外において再処理を行う場合、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針であること

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当である。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請については、

- ・ 「原子力発電を基幹電源に位置付けて、着実に推進していくべき」とする原子力政策大綱の方針に沿ったものであること
- ・ 発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針であり、原子力政策大綱における我が国の核燃料サイクルに対する基本的考え方に沿ったものであること
- ・ 本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質については、長期購入契約等により計画的に確保する方針であること
- ・ 発生する放射性廃棄物については、原子力政策大綱における我が国の放射性廃棄物の処理・処分に対する基本的考え方に沿って適切に処理・処分するという方針であること

から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当である。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）



本件申請に係る原子炉の設置に要する資金は、自己資金等により平成28年度までの間で調達する計画としている。

東京電力株式会社における総工事資金の調達実績から、資金調達は可能と判断し、原子炉を設置するために必要な経理的基礎があると認められるとした経済産業大臣の判断は妥当である。